

藤井市長 有罪確定へ



市長選で3選を果たし、市議会定例会で所信表明する藤井浩人市長
＝今年6月、美濃加茂市議会議場

美濃加茂市汚職

失職、最高裁が上告棄却

美濃加茂市の浄水設備導入を巡り、業者から現金計30万円を受け取ったとして事前収賄などの罪に問われた市長藤井浩人被告(33)の上告審で、最高裁第三小法廷は13日までに、被告の上告を棄却する決定をした。異議申し立て期間を経て有罪が確定する。

公職選挙法によると、有罪が確定した場合は市長は失職し、50日以内に市長選が行われる。藤井被告は立候補できない。

藤井被告は市議だった2013年に中学校の浄水設備導入を巡り、業者から計30万円を受け取ったとして14年7月に起訴された。一審名古屋地裁は15年3月、無罪を言い渡したが、名古屋高裁は16年11月に一審判決を破棄し、懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金30万円の逆転有罪判決を言い渡し、藤井被告は即日上告した。

藤井被告は市民に信を問うとして16年12月に辞職し、今年1月の出直し選で再選。さらに任期満了に伴う同5月の市長選で無投票で3選を果たした。

藤井被告は13年6月の市長選で当時、全国最年少市長として初当選した。